

転入者の方にお知らせです！ 那須町移住定住促進住宅等 取得補助金制度開始

- 本町人口の増加と地域経済の活性化に寄与することを目的として、住宅取得等補助金制度を創設しました。
- ▼補助対象者
平成28年4月1日以降に那須町に転入された方で次に定める要件を満たす方。
 - ・住宅を取得または現に居住している住宅の増改築を行ったこと。
 - ・町税および公共料金等の滞納が無いこと。
 - ・配偶者がいること。
 - ・本人または配偶者のいずれかが満45歳未満であること。
 - ・那須町木造住宅耐震改修事業補助金または町が交付する個人の建築

- ・中古住宅を購入の場合 30万円
- ・住宅を増改築(床面積30㎡以上)の場合 20万円
- ※場合により加算額もあります。
- ▼交付限度額 130万円
- ※詳細については、町のホームページをご覧ください。ふるさと定住課までお問い合わせください。
- ▼申請窓口・問合せ
ふるさと定住課 定住促進係
☎069555 Fax 069555
Mail: teijyu@town.nasu.lg.jp

年金生活者等支援臨時 福祉給付金の申請受付中

- 町では、年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給対象になると思われる方へ申請書を発送しました。忘れずにお手続きしてください。
- ▼支給対象者
次の要件をすべて満たす方
①平成28年度中に65歳以上になる方(昭和27年4月1日以前に生まれた方)
 - ②平成27年1月1日時点で那須町に住民票のある方(平成27年1月1日時点でお住いだった市町村に申請が必要です。)
 - ③平成27年度の住民税が課税されていない方
 - ④住民税が課税されている方の扶養親族でない方
 - ⑤生活保護の受給者でない方
 - ▼支給金額 一人につき3万円(1回のみ支給)
 - ▼申請期限 6月15日(水)まで
 - ▼支給日 申請を受付てから、概ね1カ月後に支給予定です。
 - ▼その他
・申請書が届いても、支給の対象にならない場合があります。
・支給対象者の要件をすべて満たしているにもかかわらず、申請書が届いていない場合は、お手数ですがお問い合わせください。
 - ▼問合せ 総務課総務防災係
☎06901

摩庭正・令子 夫妻日本農業賞 個人経営の部 優秀賞を受賞



ことで、人にも牛にも土地にも無理をさせないバランスのとれた経営を実現しました。

さらに、6次産業化として高品質な自家産生乳を利用したチーズ作りや、農商工の連携化として他のチーズ工房に生乳を供給し、そこでできたフレッシュチーズを利用したチーズケーキ作りにも取り組んでいます。摩庭さんが作るチーズやケーキを求めて町外から多くの方が訪れ、観光振興にも貢献しており、この様な活動が認められ表彰されました。

日本農業賞は、日本農業の確立を目指し意欲的な経営や技術の改善に取り組み、地域社会の発展に貢献している方を表彰しています。

日本赤十字社募金

5月は「赤十字社員増強運動」の強調月間です。日本赤十字社の事業推進のため、社員の募集をします。ぜひ協力をお願いします。

▼一世帯あたりの募集目標額 500円

▼問合せ 保健福祉課福祉係
☎06917

日本放送協会等が主催の第45回日本農業賞が発表され、摩庭正さん、令子さん(柏台)ご夫妻が優秀賞を受賞し、3月17日、酪農とちぎ農業協同組合那須高原支所で表彰式が行われました。

摩庭さんは、受賞に際して「無理をしないで、自分にできることをしただけ。とにかく色々なことが上手く回っただけです。」と感想を述べましたが、その取り組みは、低投入持続型の酪農経営を目指し、無理な増頭による規模拡大をせず、自給飼料生産圃場を十分に確保しています。また、家畜ふん尿を肥料として農地に還元する